

古殿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	6,329	4,261,449	68,900	700,019	16.4	19.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

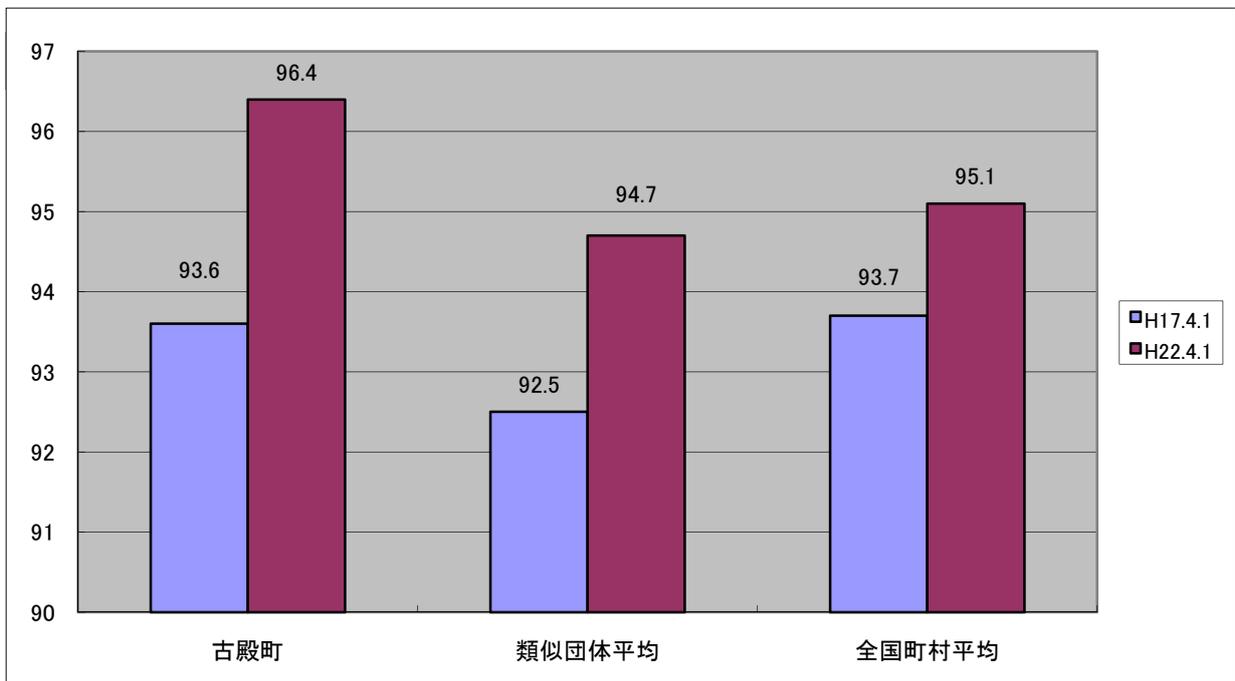
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
21年度	75	272,896	26,923	98,230	398,049	5,307	5,641

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

管理職手当の支給額の5%削減を20%削減に変更(平成19年4月1日より)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額ある。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の 給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古殿町	40.6 歳	304,768 円	337,668 円	328,055 円
福島県	43.8 歳	344,900 円	417,201 円	376,207 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.5 歳	322,474 円	362,310 円	348,566 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古殿町	55.8 歳	6 人	326,165 円	354,240 円	344,081 円	—	—	—	—
うち運転手	54.8 歳	4 人	321,426 円	352,923 円	345,039 円	自家用乗用自 動車運転手	56.7 歳	202,500 円	1.74
うち用務員	— 歳	1 人	—	—	—	用務員	—	—	—
福島県	51.5 歳	361 人	364,400 円	407,294 円	387,032 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	48.6 歳	8 人	280,433 円	298,496 円	291,126 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古殿町	—	—	—
うち運転手	5,666,276 円	2,728,500 円	2.08
うち用務員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年度～21年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		古殿町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,400 円	155,250 円	—
	中学卒	135,600 円	139,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

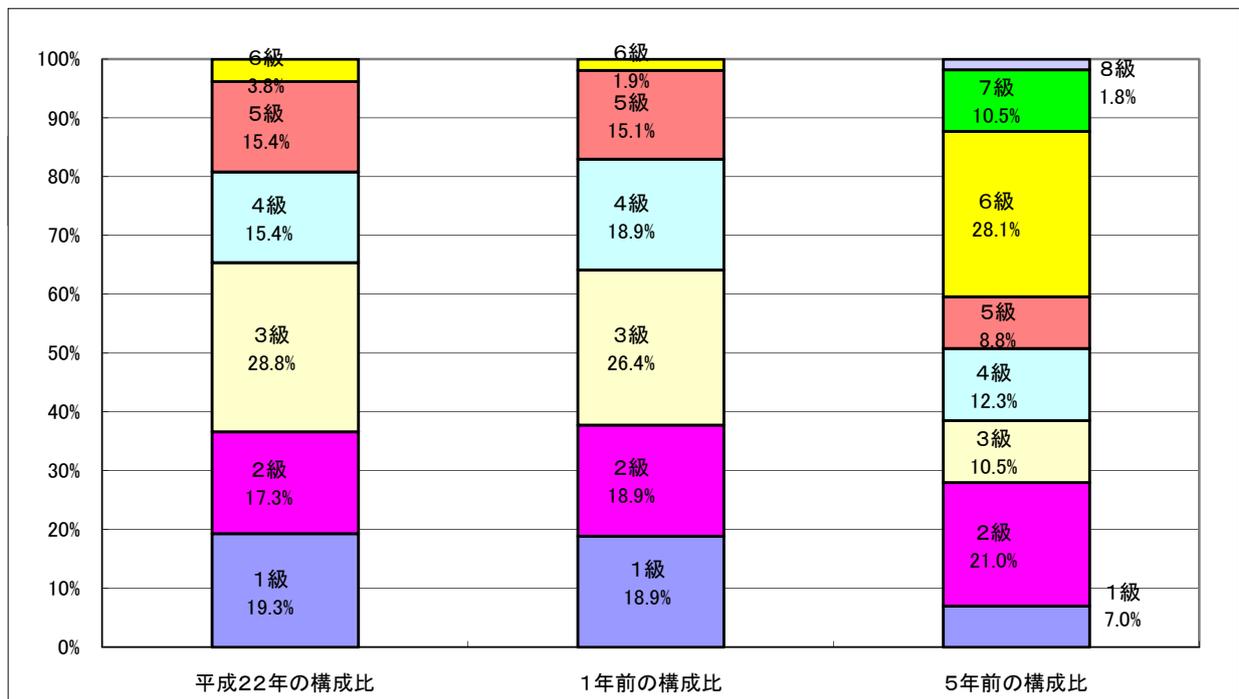
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,700 円	300,500 円	334,900 円
	高校卒	209,400 円	250,900 円	311,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	10人	19.3%
2 級	主事	9人	17.3%
3 級	係長、主査	15人	28.8%
4 級	主任主査、課長補佐	8人	15.4%
5 級	課長、主幹	8人	15.4%
6 級	困難な業務を処理する課長 参事	2人	3.8%

- (注) 1 古殿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古 殿 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,329 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,714 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

古 殿 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算
勸奨・定年 30.55 月分 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 18,716 千円	勸奨・定年 30.55 月分 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	7,710 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	124 千円
支給実績(20年度決算)	4,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	67 千円

(4) その他の手当（22年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 扶養1人につき 月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 月額11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同		7,632 千円	206,270 円

住居手当	借家・借間 家賃月額9,500円以上を支払っている場合 ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円超 52,500円未満 (家賃額-20,500円)× 1/2+11,000円 ・家賃額52,500円以上 27,000円	異	家賃 12,000円 以上	3,479 千円	151,260 円
通勤手当	交通機関等利用 61,000円まで全額。61,000円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加算	異	運賃 55,000円 以下	3,449 千円	70,387 円
	自家用車等利用 通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,200円～43,100円		2,000円～ 24,500円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 ・課長 給料月額8.0% ・主幹 給料月額6.4% ・課長補佐 給料月額5.6%	異	10%～25%	5,803 千円	322,388 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休日に勤務したとき ・課長、主幹 1日あたり6,000円 ・課長補佐 1日あたり4,000円	異	4,000円 ～ 12,000円	87 千円	7,250 円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上で異動距離に応じて) 月額23,000円～45,000円	同		276 千円	276,000 円
宿日直手当	宿直・日直により休日や夜間に勤務したとき 1回につき4,200円	異	医師等の宿日直手当	538 千円	11,208 円
寒冷地手当	11月～3月支給 ・世帯主で扶養あり 月額17,800円 ・世帯主で扶養なし 月額10,200円 ・その他 月額 7,360円	異	月額 7,360円 ～ 26,380円	4,708 千円	59,594 円

6 特別職の報酬等の状況(22年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町 長	682,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 円/ 円
	副 町 長	(758,000 円)	805,000 410,000
	教 育 長	(607,000 円)	668,000 305,000
		(511,200 円)	円/ 円
		(568,000 円)	
報酬	議 長	288,800 円	円/ 円
	副 議 長	(304,000 円)	337,000 198,000
		227,100 円	円/ 円
	議 員	(239,000 円)	300,000 155,000
	(211,900 円)	円/ 円	
	(223,000 円)	285,000 131,000	

期末手当	町 長	(21年度支給割合)			
	副町長 教育長	6月期 12月期	1.45 1.6	月分	計 3.05 月分
議 長	副議長	(21年度支給割合)			
	議 員	6月期 12月期	1.45 1.6	月分	計 3.05 月分
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職期間×支給率0.48	15,717,888 円	任期毎	
	教育長	給料月額×在職期間×支給率0.29	7,604,496 円	任期毎	
	備考	給料月額×在職期間×支給率0.20	4,907,520 円	任期毎	
寒冷地手当	町 長	11月～3月まで支給			
	副町長 教育長	世帯主で扶養あり 世帯主で扶養なし その他	17,800円 10,200円 7,360円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

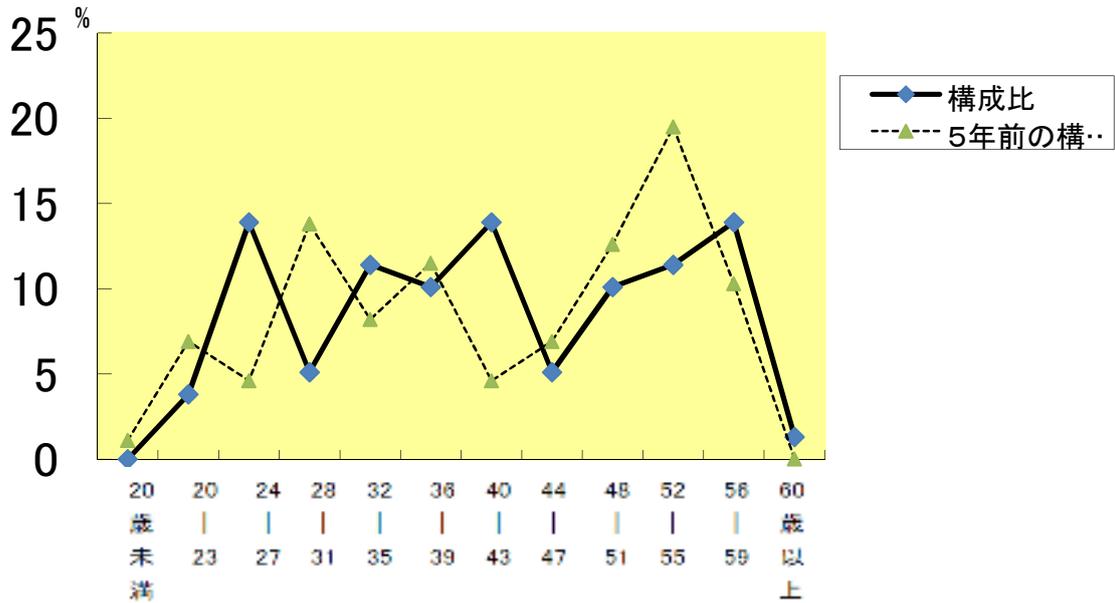
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	幼稚園1クラス増設に伴う保育士の異動
		総 務	15	15	0	
		税 務	5	5	0	
		民 生	15	14	△1	
		衛 生	6	6	0	
		農 水	8	8	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	6	6	1	
	計	59	58	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 97.17 人)	
	教育部門	16	15	△1	学校用務員業務廃止による用務員減	
小 計	75	73	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 120.67 人)		
公営企業計等部門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		81	79	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.82 人	
		[93]	[93]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	11人	4人	9人	8人	11人	4人	8人	9人	11人	1人	79人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
一般行政	61	59	60	58	59	58	▲3	(▲4.9%)
教 育	19	19	16	18	17	16	▲3	(▲15.7%)
普通会計計	80	78	76	76	76	74	▲6	(▲7.5%)
公営企業等会計計	8	9	7	6	6	6	▲2	(▲25%)
総合計	88	87	83	82	82	80	▲8	(▲9.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。